

亀山市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称
沓掛自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 山内 秀喜
 亀山市関町沓掛402番地
変更後 福嶋 賢司
 亀山市関町沓掛780番地
- 3 変更の年月日
平成28年4月1日
- 4 変更の理由
任期満了による